平成２９年（フ）第６９号
佐賀市本庄町大字袋363番地７　副島マンションＢ－６
債務者　松尾　智樹
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７０号
佐賀市若楠３丁目14番42号、前住所佐賀市水ヶ江５丁目８番14号
債務者　宮崎　一枝
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１号
長野県小諸市大字市1075番地１　コスモスハイツ同道Ｃ205号
債務者　高橋　涼太
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第２００号
神戸市灘区城内通４丁目２番34―605号
債務者　生島　　正
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０４号
神戸市北区鈴蘭台北町７丁目21番13―401号
債務者　松木　義生
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２３号
神戸市北区惣山町３丁目５番地の19
債務者　田茂井三香
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５８号
兵庫県川辺郡猪名川町杉生字大野９番地の109
債務者　岡村　清幸
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
愛媛県松山市南梅本町甲1143番地７
債務者　有馬　知子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８号
長崎県長崎市西海町1776番地187、旧住所大阪府大阪市天王寺区生玉町１番27―1315号
債務者　志田　　健
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９９号
宮崎市大字本郷南方3207番地　市営住宅230棟12号、前住所宮崎市大字恒久3923番地４ヴィルセゾンＪ３―103号
債務者　藤本　　誠
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０号
宮崎県都城市中原町19街区６号
債務者　徳丸　大美
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第２４号
北海道小樽市朝里３丁目５番６号
債務者　笠嶌みな子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第３２号
北海道余市郡余市町大川町７丁目48番地　ルミエール余市203、前住所千葉県館山市館山96番地の18　三和仏商
債務者　長谷川絵里子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第４５号
福井県鯖江市東米岡１丁目３番３号
債務者　田嶋諭美恵
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４０４号
愛知県春日井市西本町３丁目39番地　ステラ101号室
債務者　吉森　大輔
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４号
山口県下関市稗田西町22番28号　ツイン・コーポ　Ａ１－２号
債務者　鷲尾　　力
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係